

お知らせ

平成29年3月1日
周南市財政部契約監理課

入札執行結果調査制度について

低入札価格調査を実施した入札を対象として、新たな調査制度を導入しますのでお知らせします。

記

1. 対象とする入札

設計金額が1,000万円以上の建設工事で、低入札価格調査を実施した入札

2. 調査の対象とする入札結果

入札結果が以下のいずれかに該当するもの

- (1) 1者の入札金額が判断基準額と同額であったもの
- (2) 同一の複数者の入札金額が判断基準額と同額で、かつ抽選が度重なったもの（3回）

3. 調査時期

- ・開札後、落札候補者決定前までの間に調査を実施する。
- ・開札 ⇒ 低入札保留 ⇒ 低入札調査 ⇒ **入札執行結果調査** ⇒ 落札候補者決定 ⇒ 資格審査 ⇒ 落札者決定

4. 調査内容

- (1) 入札参加者から提出された「工事費内訳書」を調査します。
- (2) 必要な場合【上記(1)の調査では確認できない場合を含む。】は、入札参加者からの聞き取りを実施します。この際、追加資料を求める場合があります。
- (3) 上記(2)の聞き取りにより、不正な事実が確認された場合は、関係した入札参加者の入札の無効又は入札の取り止めを行い、公正取引委員会又は捜査機関に通報を行います。

5. 施行日

平成29年4月1日以降の入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。